



自動実装部品の包装－
第 3 部：表面実装用部品の
連続テープによる包装

JIS C 0806-3 : 2024

(IEC 60286-3 : 2022)

(JSA)

令和 6 年 8 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電子分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	平 本 俊 郎	東京大学
(委員)	石 井 紀 彦	日本放送協会
	河 村 真紀子	主婦連合会
	西 城 武 志	総務省国際戦略局
	渋谷 隆	株式会社白山
	諏 訪 正 樹	KOA 株式会社
	内 藤 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	藤 井 哲 郎	東京都市大学名誉教授
	松 井 隆	日本電信電話株式会社
	山 田 誠	大阪公立大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.2.20 改正：令和 6.8.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 6.8.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人電子情報技術産業協会
(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル)

審 議 委 員 会：電子分野産業標準作成委員会 (委員長 平本 俊郎)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。
なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに
確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語, 定義及び記号	2
3.1 用語及び定義	2
3.2 記号	3
4 仕様の構成	5
5 テーピング包装のための要求寸法	5
5.1 部品収納部の位置決めに関する要求事項	5
5.2 部品収納部寸法の要求事項 (タイプ 1a, タイプ 1b, タイプ 2a, タイプ 2b 及びタイプ 3)	5
5.3 タイプ 1a-底面カバーテープをもつパンチテープ (公称テープ幅の 8 mm 及び 12 mm)	6
5.4 タイプ 1b-プレステープ (公称テープ幅 8 mm)	8
5.5 タイプ 2a-部品収納部ピッチ 2 mm 以上の単一送り穴のエンボステープ (公称テープ幅の 8 mm, 12 mm, 16 mm 及び 24 mm)	11
5.6 タイプ 2b-部品収納部ピッチ 1 mm の単一送り穴のエンボステープ (公称テープ幅 4 mm)	13
5.7 タイプ 3-送り穴が 2 列のエンボステープ (公称テープ幅の 32 mm~200 mm)	15
5.8 タイプ 4-個片化したベアダイ及びその他の表面実装用部品のための, 上面カバーテープを もたない粘着式プラスチックパンチテープ (公称テープ幅の 8 mm, 12 mm, 16 mm 及び 24 mm)	17
6 テープ内の部品の極性及び向きの要求事項	19
6.1 全てのタイプに対する要求事項	19
6.2 タイプ 1a に対する要求事項	20
6.3 タイプ 4 に対する要求事項	20
7 キャリアテープの要求事項	20
7.1 テーピング材料	20
7.2 最小曲げ半径 (全てのタイプに適用)	20
7.3 テープの反り	21
8 カバーテープの要求事項 (タイプ 1a, タイプ 1b, タイプ 2a, タイプ 2b 及びタイプ 3 に適用)	22
9 部品のテーピング及び追加要求事項	23
9.1 全てのテープに適用	23
9.2 タイプ 1b に対する特定の要求事項	24
9.3 タイプ 2b に対する特定の要求事項	24
9.4 タイプ 4 に対する特定の要求事項	24
9.5 ダイ製品の入っているテープに対する特定の要求事項	27
10 リールの要求事項	28
10.1 寸法	28

	ページ
10.2 表示	31
11 テープ巻取りの要求事項	31
11.1 全てのタイプに適用	31
11.2 タイプ 1a に対する特定の要求事項	31
11.3 タイプ 4 に対する特定の要求事項	32
11.4 リータ部及びトレラ部	32
11.5 リサイクル	32
11.6 部品欠落数	32
附属書 A (規定) タイプ 1b に適用する推奨測定方法	33
附属書 B (参考) 表面実装用部品テーピングのカバーテープ引き剥がし時の 静電気電位及び静電気漏えい性能の測定方法	35
参考文献	44
解 説	46

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 0806-3:2021** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 0806 規格群（自動実装部品の包装）は、次に示す部で構成する。

JIS C 0806-1 第 1 部：アキシタルリード線端子部品の連続テープによる包装

JIS C 0806-2 第 2 部：ラジアルリード線端子部品の連続テープによる包装

JIS C 0806-3 第 3 部：表面実装用部品の連続テープによる包装

JIS C 0806-6 第 6 部：表面実装部品用バルクケースによるパッケージング

JIS C 0806-301 第 301 部：表面実装部品テーピングのカバーテープ引き剥がし時の静電気電位及び静電気漏えい性能の測定方法

白 紙

自動実装部品の包装—

第 3 部：表面実装用部品の連続テープによる包装

Packaging of components for automatic handling—

Part 3: Packaging of surface mount components on continuous tapes

序文

この規格は、2022 年に第 7 版として発行された **IEC 60286-3** を基とし、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、電子回路に用いるリードなし形又はスタンプリード形の電子部品の自動実装に用いるためのテーピングの要求事項について規定する。

この規格の要求事項は、上記に示す電子部品の自動実装に用いるために意図された構成要素のテーピングに不可欠なそれらの寸法、並びにベアダイ及びフリップチップを含む個片化したダイ製品のパッケージングも含んでいる。

注記 1 ...スタンプリード形部品は、リードなし形部品に対するリード付き表面実装用部品の総称である。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60286-3:2022, Packaging of components for automatic handling—Part 3: Packaging of surface mount components on continuous tapes (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

IEC 60191-2, Mechanical standardization of semiconductor devices—Part 2: Dimensions